

平成15年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 平成15年6月13日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成15年6月13日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例）
 - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
 - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）
 - 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例）
 - 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例）
 - 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について）
 - 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成14年度御嵩町一般会計補正予算）
 - 議案第26号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第27号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第28号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第29号 工事請負契約の締結について
 - 議案第30号 損害賠償の額を定めることについて
 - 議案第31号 平成15年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第32号 平成15年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第33号 平成15年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 発議第6号 介護保険制度に関する意見書
 - 発議第7号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書
 - 請願第1号 医療保険と社会保障の改悪に反対し充実を求める請願書

発議第 8 号 教育基本法の理念を尊重し、教育条件の充実を求める意見書

議事日程第 1 号

平成15年 6 月13日（金曜日） 午前 9 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第 3 諸般の報告

議長報告 2 件

(1) 「教育基本法を学校や社会に生かすことを求める陳情書」の送付について

(2) 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書の提出について

監査報告 5 件

(1) 財政援助団体監査報告書

(2) 随時監査実施報告書

(3) 定例監査実施報告書

(4) 土地信託に係る監査報告書

(5) 現金出納検査結果報告（平成15年 2 月～平成15年 4 月分）

町長報告 9 件

報告第 2 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

報告第 3 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

報告第 4 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

報告第 5 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

報告第 6 号 平成14年度御嵩町一般会計予算の繰越しの報告について

報告第 7 号 平成14年度御嵩町下水道特別会計予算の繰越しの報告について

報告第 8 号 平成14年度御嵩町水道事業会計予算の繰越しの報告について

報告第 9 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第10号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

日程第 4 町長の施政方針の発表

日程第 5 議案の上程及び提案理由の説明 18件

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町廃棄物の処理及び
清掃に関する条例の一部を改正する条例）

- 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）
- 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例）
- 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例）
- 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜縣市町村会館組合を組織する市町村数の増減について）
- 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成14年度御嵩町一般会計補正予算）
- 議案第26号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第27号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 議案第30号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第31号 平成15年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第32号 平成15年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第33号 平成15年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 発議第6号 介護保険制度に関する意見書
- 発議第7号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書

日程第6 議案の審議及び採決

- 議案第26号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

- 請願第1号 医療保険と社会保障の改悪に反対し充実を求める請願書

出席議員（17名）

議長 谷口 鈴 男

1番 大 沢 まり子

2番 岡 本 隆 子

3番 亀井千歳	5番 佐谷時繁	6番 梅原 勇
7番 植松康祐	8番 鍵谷 一	9番 渡邊公夫
10番 鈴木元八	11番 丹羽利夫	12番 安藤幸雄
13番 奥村英二	14番 佐賀信子	15番 田中幸雄
16番 木下四郎	18番 安藤英男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 柳川喜郎	助 役 丹羽初彦
収入役 福島 強	教 育 長 只腰篤憲
参 事 梅田雅美	参 事 永瀬正晴
参 事 水野幸男	参 事 野村和司
総務課長 竹内正康	税務課長 小栗啓一
企画課長 加藤保郎	住民課長 永瀬芳宏
環境課長 纈纈久美	福祉課長 佐賀敏宏
農林課長 伊佐次 敏	建設課長 奥谷勝治
上下水道課長 木澤和廣	学校教育課長 荻曾恒博
生涯学習課長 田中浩二	給食センター所長 小栗康二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山田儀雄	議会事務局書記 後藤 明
-------------	--------------

午前9時00分 開会

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しております。よって、平成15年御嵩町議会第2回定例会は成立をいたしましたので、開会をいたします。

広報広聴係より、広報活動のための写真撮影の依頼がありましたので、これを許可いたしました。また、ビデオ撮影につきましては、視聴覚協議会の皆様方をお願いをしビデオ撮影を行ってきていますが、本日の会議より、庁舎正面のロビーにありますテレビにもこの本会議の様子を放映することになりましたので、お知らせをいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですからお願いをいたします。

招集者 柳川町長にあいさつをお願いします。

柳川町長。

町長（柳川喜郎君）

おはようございます。

梅雨入りしまして、大変蒸し暑くなっております。きょうから冷房が初めて入ったわけでありまして、20日まででございますけれども、定例会よろしく申し上げます。以上です。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 梅原 勇君、7番 植松康祐君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る6月6日の議会運営委員会において、本日より6月20日までの8日間と決めさせていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日より20日までの8日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の日程は、お手元に配付しました議事日程の会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、申し上げます。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告のつづりをごらんください。

陳情書等が2件、監査委員報告として財政援助団体監査報告書、随時監査実施報告書、定例監査実施報告書、土地信託に係る監査報告書及び現金出納検査結果報告書の5件が議長あてに提出がありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。なお、教育基本法を学校や社会に生かすことを求める陳情書については、民生文教常任委員会で御検討していただくようお願いがしてあります。また、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書につきましては、議員提出議案として本会議に提出されています。

以上で議長報告を終わります。

続いて町長報告を行います。

報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）、報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）、報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）、報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）、報告第7号 平成14年度御嵩町下水道特別会計予算の繰越しの報告について、報告第8号 平成14年度御嵩町水道事業会計予算の繰越しの報告について、以上6件について、朗読を省略し説明を求めます。

木澤 上下水道課長。

上下水道課長（木澤和廣君）

それでは、諸般の報告その2のつづりの1ページをお願いしたいと思います。

それでは、下水道工事に伴います地方自治法の規定によりまして専決処分を4件行いましたので、報告をさせていただきます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告について説明いたします。

まず契約の目的ですが、古屋敷地区面整備（第1工区）工事でございます。契約の金額は、「7,486万5,000円」を「7,349万1,600円」に変更したものです。137万3,400円の減額となりました。変更の理由ですが、工事変更によるもので、特に下水道管布設を車道部から路肩に変更したのが大きな減額理由となっております。契約の相手方は、中719番地1、山口建設株式会社です。以上の内容で、本年3月17日に専決処分をいたしましたので、よろしく願いいたします。

次に2ページの方をお願いします。

報告第3号 専決処分の報告について説明申し上げます。

契約の目的、城町地区面整備(第1工区)工事。契約の金額、「5,544万円」を「5,499万4,800円」に変更したものです。44万5,200円の減額となりました。変更の理由ですが、工事変更によるもので、圧送管を車道部に布設する計画でしたが、歩道に変更したことによる減額となっております。契約の相手方は、比衣433番地、株式会社御嵩重機建設です。以上の内容でことし3月17日に専決処分をいたしておりますので、よろしくをお願いします。

次に3ページの方になりますが、報告第4号 専決処分の報告について説明申し上げます。

契約の目的、古屋敷地区面整備(第2工区)工事。契約の金額は、「8,253万円」を「8,059万3,800円」に変更したものです。193万6,200円の減額となりました。変更の理由ですが、工事変更によるもので、特に受益者から取りつけ管の設置箇所の変更要望等がございまして、下水道管の布設延長が減ったものでございます。契約の相手方は、中2510番地1、株式会社纒纒建設でございます。これも本年3月24日に専決処分をいたしましたので、よろしくお願いたします。

次に、4ページの報告第5号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

契約の目的、伏見地区面整備(第12工区)工事。契約の金額は、「1億216万5,000円」を「1億213万3,500円」に変更したもので、3万1,500円の減額となりました。変更の理由でございますが、工事変更によるもので、管路延長等による変更によって減額となりました。契約の相手方は、中切960番地1、株式会社天野建設でございます。以上の内容で本年5月20日に専決処分をいたしましたので、よろしくお願いたします。

専決処分について4件説明申し上げましたが、定例会資料つづりの1ページから12ページまで、工事請負契約書の写し、施工箇所及び工事変更内容を資料として添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

次に7ページになりますが、報告第7号 平成14年度御嵩町下水道特別会計予算の繰越しの報告について説明させていただきます。

8ページの方をお願いします。

このことにつきましては、本年3月の定例会におきまして2,500万円の繰り越し補正をお願いし、繰り越しをさせていただいたものでございます。工事名は伏見地区面整備(第12工区)工事。先ほども専決処分の報告で説明をいたしましたが、契約金額は1億213万3,500円で、翌年へ繰り越した額は2,496万8,500円となりましたので、よろしくお願いたします。

次のページをお願いします。

報告第8号 平成14年度御嵩町水道事業会計予算の繰越しの報告について説明申し上げます。

す。

10ページの方をお願いいたします。

翌年度への繰り越しをした件数は4件で、下水道関連に伴います移設工事が3件、設計委託業務が1件で、翌年度への繰越額は総額で1億6,293万9,500円となりました。既に城町地区の面整備、中地区の面整備の設計委託業務は既に完了をいたしておりますが、まだ伏見及び古屋敷地区においては現在工事中でございます。いずれも下水道工事完了後、水道管の移設工事を行っておりますので、まことに申しわけございませんが、繰り越しをさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

以上で、下水道及び水道各事業の繰り越しの報告をさせていただきました。ありがとうございました。お願いします。

議長（谷口鈴男君）

報告第6号 平成14年度御嵩町一般会計予算の繰越しの報告について、朗読を省略し説明を求めます。

竹内 総務課長。

総務課長（竹内正康君）

報告第6号 平成14年度御嵩町一般会計予算の繰越しの報告をさせていただきます。

諸般の報告書その2の5ページ6ページをお願いいたします。

平成14年度御嵩町一般会計予算の衛生費、農林水産業費及び土木費を平成15年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

6ページの繰越明許費繰越計算書ですが、事業ごとの説明は省略させていただきます。衛生費で1件、農林水産業費で2件、土木費で3件、合計で6件の事業を繰り越ししました。翌年度繰越額は総額3,697万5,550円。財源内訳で、既収入特定財源は起債で1,570万円。未収入特定財源は、国・県支出金で108万円、その他は地元負担金で280万175円。一般財源は1,739万5,375円であります。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

報告第9号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し説明を求めます。

奥谷 建設課長。

建設課長（奥谷勝治君）

引き続きまして、諸般の報告その2の11ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について御説明を申し上げます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

平成14年度の事業報告書でございますが、概況としまして総括事項、平成14年度御嵩町土地開発公社が行った公有地の先行取得事業につきましては、障害者福祉施設建設用地取得事業として土地7,483.31平米を取得しました。建物946.93平米を含め、価格として9,500万円相当のものでございます。

2としまして理事会の開催状況でございますが、表にありますとおり3回の理事会を開催しております。

続きまして13ページの方に入りまして、業務でございますが、公有地の取得としまして、先ほど説明しました平成15年3月14日、障害者福祉施設建設用地取得事業で、中字新木野1151番地4ほか、下段に書いてあります6筆でございますが、合わせまして面積として7,483.31平米を取得したものでございます。契約の相手方につきましては、破産者、小沢コンクリート、破産管財人、弁護士 五十嵐啓二でございます。

続いて14ページをめくっていただきたいと思います。保有状況としまして、保有地の明細、ただいま説明申しました障害者福祉施設建設事業の7,483.31平米でございます。直接事業費として9,500万、間接事業費として6万円。これは契約に伴う印紙でございますが、合わせまして保有額としまして9,506万円ということでございます。

続きまして15ページに入らせていただきます。

平成14年度御嵩町土地開発公社決算報告書でございますが、収益的収入及び支出で収入の方でございますが、事業外収益としまして、受取利息が、決算のみ申し上げますが、預金利息1,726円で、収入合計1,726円となりました。

それから支出の方でございますが、16ページに入りますけれども、販売費及び一般管理費としまして、人件費、報酬を1万5,000円支出しております。それから経費としまして、旅費を2万4,000円支出しております。予備費は支出はございませんでした。合わせまして合計3万9,000円の支出を行いました。

それから資本的収入及び支出でございます。17ページの方でございますが、資本的収入につきましては、長期借入金を9,000万円予定をしておりましたが、これにつきましては第三者の占有排除がまだ完了していないために、契約に基づき代金を支払いしなかったということで、借入金の必要がなかったために決算額としては支出をしなかったということでゼロとなりました。

続きまして18ページの支出の方でございますけれども、資本的支出でございますが、公有地の取得事業で、需用費、決算額6万円。先ほど申しました契約に伴う印紙代でございます。それから公有地の取得費でございますが9,850万を予定しておりましたけれども、先ほど申し

ましたように第三者の排除が未了ということで取得費の支出をしておりませんでしたので、9,500万を次年度へ繰り越すということで処理させていただいたところでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6万円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしたところでございます。

19ページにつきましては、平成14年度御嵩町土地開発公社損益計算書でございますけれども、販売費及び一般管理費としまして3万9,000円。内訳として、先ほど説明しました報酬1万5,000円、旅費2万4,000円でございます。事業外収益としまして1,726円、受取利息でございますが、差し引きしまして当期純損失が3万7,274円となりました。

引き続きまして20ページ21ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表と財産目録をあわせて説明を申し上げたいと思いますが、平成14年度御嵩町土地開発公社貸借対照表、並びに平成14年度御嵩町土地開発公社財産目録表でございますが、最初に財産目録の方でございますが、流動資産、現金及び預金でございます。普通預金ですが1,447万5,035円ということで、これにつきましては貸借対照表の方に載っておりますが、前年度準備金が1,457万2,309円で、当期純損失が3万7,274円ございまして、これと先ほど補てんをいたしました、18ページで説明を申しました資本的収入に資本的支出の不足する額6万円を差し引きまして、最終的に残りました現金・預金でございますが1,447万5,035円となったものでございます。公有用地につきましても商品価格でございますが9,506万円。それから固定資産につきましても、地方財産であります長期定期預金500万円。それから負債の部でございますけれども、流動負債で未払い費用9,500万円。資産の合計が1億1,453万5,035円、負債合計が9,500万、差し引きまして正味財産が1,953万5,035円となったわけでございます。

基本金の明細につきましては、それぞれの金融機関に定期預金として預けてございます。

なお、22ページに14年度の土地開発公社事業の会計決算の監査をしていただきました。5月12日に監査をしていただきまして、その写しを載せてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続きまして、平成15年度御嵩町土地開発公社事業計画基本方針ということで説明を申し上げたいと思ひます。

23ページでございますけれども、平成15年度の御嵩町土地開発公社の事業計画・予算編成に当たり、その基本となる方針は次のとおりとし、これに基づいて各予算を編成するものとするということで、本公社は、公共用地の先行取得を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進を目的とし、多様化する住民の要望に対処してきました。今後も御嵩町及び御嵩町土地開発基金との密接な連携のもとに、御嵩町第3次総合計画との調整を図り、計画的な事業運営に努めるとしてあります。1として今期の事業として、障害者福祉施設用地の取得、障害

者福祉施設用地の売却ということでございます。

1枚めくりまして、24ページでございますが、15年度の御嵩町土地開発公社事業計画でございますけれども、平成15年度御嵩町土地開発公社の事業計画は次のとおりとするということで、1. 公有地取得事業、障害者福祉施設建設用地取得事業で、これは既に購入しております土地に隣接する民有地を購入予定しておりますので、面積として208平米、金額として350万円という予定でございます。それから公有地の処分としまして、障害者福祉施設建設用地取得事業ということで、建設用地の必要面積4,600平米を6,100万円で町に売却するものでございます。

続きまして平成15年度の御嵩町土地開発公社予算でございますが、25ページになりますが、第1条 平成15年度御嵩町土地開発公社の予算は次に定めるところによる。収益的収入及び支出でございますが、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものとする。

収入、事業収益でございますが、公有地取得事業収益で6,100万円。先ほど説明しました町へ売却する4,600平米分でございます。それから事業外収益として1万円。預金利息を予定しておりますのでございます。それから収入の合計としましては、合わせまして6,101万円ということでございます。

それから支出につきましては、事業原価6,091万6,000円、公有地取得事業原価でございます。販売費及び一般管理費として6万4,000円支出を予定しておりますが、人件費1万5,000円、経費として4万9,000円、旅費、需用費等でございますが、予定をしております。それから事業外費用としまして2万円。一時借入金の利息でございます。それから予備費として1万円。合わせまして、支出予定額6,101万円ということでございます。

それから26ページを開いていただきまして、資本的収入及び支出の方でございますけれども、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものとするということで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,683万円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしております。収入の資本的収入、長期借入金350万円。合わせまして収入は350万円。

それから支出でございますが、資本的支出、公有地取得事業533万円、それから長期借入金償還金5,500万円、合わせまして6,033万円を予定しております。公有地取得事業533万円の内訳を申し上げますと、需用費、役務費、取得に伴う経費3万円。それから長期借入金利息180万円、公有地の取得費350万円を含めて公有地取得事業としておりますので申し添えます。

それから第4条、長期借入金でございます。平成15年度における事業の執行運営に要する借入れを次のとおり定めるということで、借入期間、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとし、借入限度額は350万円。借入方法につきましては証書借入れ、借入利率につきましては年3%以内、償還方法につきましては事業収入の都度ということでございます。

前項の借入限度額のうち、本年度において借入れを行わなかった金額は、翌年度に繰り越

して借り入れすることができるとしておりまして、一時借入金につきましては、第5条 平成15年度における一時借入金の限度額は200万円とし、借入方法その他の事項については前条に準ずるものとしております。

27ページから29ページにわたりまして、御嵩町土地開発公社予算実施計画明細書が載せてございます。これにつきましては、今説明を申しました部分の明細が載せてございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それぞれ30ページに平成15年度の御嵩町土地開発公社資金計画、それから31ページに平成15年度の御嵩町土地開発公社予定貸借対照表を載せております。それぞれお目通しをいただき、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（谷口鈴男君）

報告第10号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し説明を求めます。

加藤 企画課長。

企画課長（加藤保郎君）

それでは、諸般の報告その2の32ページをお願いします。

報告第10号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について。町有地の信託に係る事務の処理状況を地方自治法第243条の3第3項の規定により報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

33ページをお願いします。平成14年度信託事業の実績でございます。

平成14年度は、9月24日、かねてから誘致交渉を行ってきました豊精密工業株式会社との間において、A区画の残地約5万627平米を11億3,500万円で不動産売買契約を締結し、A区画の販売が以上で終了しました。そのほかの事業としましては、販売促進のための情報発信の趣旨から、2回の新聞広告掲載と、1万8,500社ほどへのダイレクトメールの発送及び下水道処理施設の管理と未分譲地等の草刈り等を実施しております。以下、詳細につきましては33ページをお目通しを願ひたいと思っております。

続きまして34ページ、土地信託収支報告書でございます。

分譲収入が、平成13年度に契約を締結しました株式会社すかいらーくの残金2億9,000万円と、先ほど事業報告で申し上げました豊精密工業株式会社との不動産売買契約を締結した関係で14億2,500万円の収入となっております。借入金につきましては、主に借入金の利息に充当した借入金によるものでございます。

支出の部の調査設計費につきましては、A区画の分譲が終了したことによる分筆測量業務完

了の支払いとなっております。印紙代から登記費用までは、豊精密、それからすかいらーく
の分譲に伴います経費の支出となっております。信託報酬につきましては、株式会社すかいらー
く及び豊精密工業株式会社分の分譲価格に対します信託報酬となっております。また、借入金
返済につきましても同様で、株式会社すかいらーく及び豊精密工業株式会社の分譲価格による
収入により返済をいたしております。

35ページについてはお目通しをお願いします。

続きまして36ページ、土地信託財産目録の資産の部につきましては、B区画及びC区画の未
分譲地となっております。その明細は、37ページの記載のとおりとなっておりますので、よろ
しくお願いします。

それから負債の部につきましては、昨年の財産目録の数値60億 7,600万円に、借入金、返済
金をそれぞれ差し引いた額の47億 8,480万円となっております。なお、この平成14年度決算数
値につきましては、黄色い表紙、諸般の報告書つづり12ページ13ページのとおり、5月23日に
町の監査委員による監査を受けていますので、そちらの方にお目通しをお願いしたいと思いま
す。

続きまして、38ページ39ページの平成15年度信託事業計画書につきまして御説明させていた
だきます。

15年度の計画で主なものは、現在進行中のC区画の商談等の成立によります土地売買契約の
締結を計画しております。なお、その他につきましては、例年どおりの管理事業に努めます。

それから39ページの予算につきましては、分譲収入として、先ほど申し上げました現在進行
中の商談成立時のおおむね8億円を見込んでいます。借入金につきましては、借入総額47億
8,480万円の利息の支払いに充当する借入金及び事業活動における資金不足充当借入金となっ
ております。これらに繰越金を加えまして、収入総額を9億 1,026万 3,000円としております。

支出につきましては、借入金利息として8,253万 8,000円、借入金の返済として分譲収入に
よる8億円、信託報酬としましては分譲収入に対する金額をそれぞれ計上しております。その
他の経費としましても、広告料、登記料、草刈り等管理料の経費で、収入・支出を同額として
おります。また、C区画の分譲につきましても、今後鋭意努力をしてまいり所存でございます
ので、よろしくお願い致します。

以上で報告を終わります。

町長の施政方針の発表

議長（谷口鈴男君）

日程第4、町長の施政方針の発表を行います。

柳川町長。

町長（柳川喜郎君）

定例会の開催に当たりまして、当面の町政の課題、今回提案いたします議案等につきまして、報告と説明をいたしたいと思っております。

4月末の町長選挙におきまして、私は3選されまして新たな任期に入ったわけでありましてけれども、3期目とはいえ、町政に当たる私の方針は基本的に変わることはありません。引き続き、良心と良識に照らして、必要なことは思い切って断行するつもりであります。

今、御嵩町が当面する大きな課題は合併問題であります。可児市、御嵩町、兼山町の1市2町による法定の合併協議会が発足し、本格的な合併協議が始まったところであります。合併協議はこれから本番でありまして、正念場でもあります。必ずしもスムーズに協議が進行するとは限りませんが、これまで重ねて申してきたとおり、とにかくよい合併、これは住民にとってよいまちづくりができる合併、こういった合併を目指したいと考えているところであります。

現在進行中の可児市郡の合併協議は、御嵩、兼山両町長の可児市長に対する合併について話し合いをしようと、こういう申し入れから始まったものでありまして、合併の申し入れからではないということ。それから編入方式の同意につきましても、前提として互惠互譲の精神があつてこそのものであること。以上の2点をこの際改めて確認しておきたいと思っております。

今年度の当初予算は、町長選挙を控えていた関係から骨格予算といたしまして、今回提案いたします補正予算がいわばその肉づけ予算であります。しかしながら、このところ好転の兆しすらない財政難、さらには年々かさむ傾向にあります経常経費の増加などの要因によりまして、肉づけ予算の財源が乏しいのが実情でありまして、不本意ながら骨と皮の予算になったというのが正直なところであります。

予算関連でありますけれども、まず障害者福祉施設建設計画については、用地取得の関係から計画を組みかえいたしました。しかしながら、計画に基本的な変更はなく、今後着々と計画を進めていく予定であります。

私は、数年前から、さまざまな障害を持つ人々のために、日本ではおこなわれている障害者福祉の充実が必要であると考えまして、ヨーロッパ先進国の障害者福祉の現状を視察するなど準備を進めてまいったところであります。そして、高齢者福祉事業が一段落した後は、次は障害者福祉と絶えず念頭に置いてまいったところであります。そこへ、偶然の符合ではありますけれども、電源立地特別交付金の話と、それと旧小沢コンクリート跡地問題がほぼ軌を一にして浮上してまいりました。これは、かねてから念願の障害者福祉事業に踏み切るまたとない好機、資金的にも用地の上からもよいチャンスであると判断するに至りました。こうした事情から、

今後、具体的な計画の立案、あるいは調整を急がなくてはなりません。しかし、いずれにしましても、何とか障害を持つ人、あるいはその家族の人たちのニーズに適合し、ハード面、ソフト面とも時代を先取りした障害者福祉を実現させたいと切に願っているところであります。

先ほど高齢者福祉事業は一段落したと言いましたけれども、やるべきことは実はまだまだたくさんございます。急速に進む高齢化社会にありまして、お年寄りができるだけ元気に暮らせるにはどうしたらいいのか。その一つの方法として、お年寄りが気軽に集って交流できる場所の提供があります。世にいう宅老所であります。大規模な福祉センターも、ないよりかあった方がいいに決まっているわけでありまして、私はそれよりも、お年寄りが歩いていけるような距離のところ、幾つもの気軽な宅老所的な施設があった方が、実際のニーズに合い、利用度も高いとかねてから思っております。そのような考えのもとで、国の高齢者生きがい活動支援補助事業を利用いたしまして、3年連続で、御嵩、伏見、中の3カ所で宅老所を整備してまいったところであります。この3カ所は、いずれもボランティアの皆さん、あるいはスタッフの皆さんのおかげをもちましてよく活用されています。集まってくるお年寄りの顔はとても生き生きしているところであります。

ついでながら、最近、補助金制度のあり方が問題になっておりますけれども、私は、道路にも必要な道路とそう必要でない道路があるように、補助金につきましても、よい補助金制度とあまりよくない補助金があると、このように考えております。この高齢者生きがい活動支援補助金は、時宜にかなった補助金制度と思っております。この補助金制度を利用して、ついでのことながら伏見公民館のエレベーター設置、あるいはバリアフリー化の工事も行ったところであります。

話はちょっと戻りますけれども、できるだけ身近なところにお年寄りが気軽に集える場所をふやしていきたい、このように考えていたところ、上之郷のある集会で、御婦人から、集会所を利用した宅老所はいかがなものかと、こういう提案がございました。そこで早速、何はともあれモデル的に試行してみようということで、今回の補正予算案の中に、ごくわずかな経費でございまして、経費を計上いたしたところであります。今後、ぜひ地元の方々のお力添えでこの試みを成功させたいと考えているところでありますけれども、実績が上がれば、町として一つの制度を新しく設け、全町に拡大していく所存であります。

最近、マスコミ等で、しきりに東海地震の発生、東南海地震の再来、さらには東海地震と東南海地震の同時発生の可能性が取り上げられています。一方では、名古屋市が政令指定の大都市としては初めて地震対策強化地域に指定されたこともありまして、岐阜県でも地震防災対策に本格的に取り組み始めたところであります。

当御嵩町では、明治24年の濃尾地震以来、被害地震らしい地震を経験したことはありません。

これは大変幸いなことでありますけれども、あくまでもこれは僥幸、つまりたまたまラッキー、幸運だったにすぎないのであります。いつなるとき、この御嵩が強い地震に襲われるか、それはわからないのであります。それがいつの日のことなのか、わからないんですけれども、その日のために地震災害に対する備えはしておかなくてはならないのであります。

岐阜県は、ことしから自主防災組織の育成に力点を置くようになりましたけれども、この御嵩町におきましても自主防災組織の整備は急務であります。地震防災の特徴は、広い範囲にわたってさまざまな地震被害というものが同時に多発することでありまして、とても行政だけでは対応できません。そこで、自分たちの地域は自分たちで守るというような自主防災組織が必要なわけでありまして、組織の数、つまり組織率だけではなく、実際に災害時に効果が発揮できるような組織の質の向上が求められているところであります。こうした観点に立ちまして、自主防災組織の育成策の一つといたしまして、地元の要望もありまして、西田団地に新たに防災倉庫を設けることになりました。今後、町内各地で自主防災組織の立ち上げを図るとともに、不時の備えとして防災倉庫の展開を進めてまいりたいと考えているところであります。

それから次に、これも地震防災と関連してでありますけれども、亜炭廃坑危険度調査につきましてであります。大地震の際に、御嵩町の地下に広く分布する亜炭廃坑がどういう挙動をするか、経験的にも科学的にもわかっていません。そこで御嵩町では、昨年、早稲田大学理工学部の濱田政則教授をリーダーとする地盤工学などの専門家に予備調査を委託いたしました。今後さらに詳細に本調査をしなくてはならないのでありますけれども、調査と並行いたしまして、亜炭廃坑の空洞をいかに経済的に、そして安全に充てんできるか、テストが必要であるという事情から、近く町内におきまして充てんの実験と調査を行うことといたしました。御嵩町の亜炭廃坑は、通常時でも浅所陥没、落盤が発生する、いわば御嵩町の宿命とも言うべきものでありますけれども、大地震のとき、転ばぬ先のつえとして防災対策はぜひとも考えておかなければなりません。今後、予備調査、あるいは充てん実験の結果をもとにいたしまして、本格調査、あるいはその後の防災対策につきまして国や県に強力に働きかけていく所存であります。

今月7日、真名田ため池の親水公園の完成式がございました。農業用水の真名田ため池を県営の水環境整備事業といたしまして、足かけ10年、5億5,000万円の事業費で整備してきたものであります。「親水」という言葉が使われるようになったのも、そう昔のことではないのですけれども、人間が自然に親しむという最近のトレンドを具現化した事業であり、あたりは見違えるばかりにきれいになり、人々にくつろぎの空間を提供できるようになったことは喜ばしいことであります。

自然に親しむといえ、みたけの森もしかりであります。テレビや新聞がみたけの森のササユリを取り上げたためか、今月上旬から中旬にかけてみたけの森は異常なほどのにぎわい

を見せ、特に土曜日、日曜日は町外の人たちなどでラッシュといった状況になっています。これも人々の自然回帰現象というのでしょうか、いずれにせよ自然に人々の関心が集まってきていることは、これも大変喜ぶべき現象と思います。

長年の懸案であります新丸山ダム建設の資材運搬道路計画が具体化しつつあることは、既に先刻御承知のとおりでありますけれども、この資材運搬道路計画に関しまして、県が公共緊急地方道路整備事業といたしまして、小和沢地区の県道井尻・八百津線をつけかえて拡幅整備し、同時に現在の小和沢橋の下流に新しい橋を架設することになりました。5月20日には中濃圏域新規公共事業計画市町村委員会が開かれまして、この新規計画が承認されましたけれども、意見を求められた私は、新規公共事業を始める場合には、まず地元の了解をとるという県の新しい制度を評価する。この計画は、御嵩町民にとってもメリットがあるので促進してもらいたい。ただし、国定公園地域があり、自然が豊かなので、景観、あるいは動植物の保護には十分配慮していただきたい。以上3点の意見を述べておいたところであります。なお、この計画は総事業費33億円、平成16年度から3年間で完成の予定とのことであります。新設される道路には、観光的要素も含めて一部に歩道をつけ、新しい橋のもとには展望台を設置するとのことであります。計画が完成いたしますれば、小和沢の谷の自然を楽しむ人たちも、みたけの森のようにふえてくるかということで、自然回帰現象を期待しているところであります。

御嵩町ではかねてから入札契約制度の改善に努めているところであり、それなりにこれまで効果も出てきているかと思えますけれども、まだまだ改善の余地があります。この秋までに新たな改善策を決める予定でありますけれども、その参考にするために、近く、全国でも先進的な入札契約制度を取り入れて成果を上げている横須賀市の実情を勉強してくるつもりであります。

今回提案いたしますのは、平成15年度一般会計補正予算案など議案8件、承認案件8件、報告案件9件、合わせて全部で25件であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ただいまの施政方針の発表に対する質問のある方につきましては、お手元に配付いたしました通告書により、16日の午後5時までに事務局に提出をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開予定時刻は10時15分といたします。

午前9時57分 休憩

午前10時15分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました承認第2号から承認第9号、議案第26号から議案第33号までと、発議第6号、7号の計18件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件18件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について）朗読を省略し説明を求めます。

瀨織 環境課長。

環境課長（瀨織久美君）

それでは、議案つづりの1ページ、そして資料つづりの13ページをごらんいただきたいと思っております。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを説明させていただきます。

御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成15年3月31日に専決処分をさせていただきましたので、今議会にこれを報告し、承認をいただくというものであります。

内容でございますが、御嵩町の環境憲法というべき環境基本条例がこの4月に施行され、その条例の前文で、条例制定に至る時代的、社会的背景を認識した中で、21世紀を環境の世紀として位置づけ、町、事業者及び町民が一体となって良好な環境と快適な環境に取り組むことで、安心して暮らせる町・御嵩を目指すと記述しております。

町では、それを実現するため、一つの施策として、平成12年度から自治会モデル地区を指定して取り組んでまいりました資源分別収集を、本年4月から町内の自治会、アパート、マンションを単位とするステーション方式でスタートさせました。資源分別収集をスタートさせることにより、これまで町民の皆様方が排出時に使用していた資源ごみ袋が不要となることから、第8条の資源ごみ手数料の削除を分別収集スタート後としておりました。しかし、御嵩町指定ごみ袋及び粗大ごみ用シール取扱店に関する規則との関係上、当該削除を年度末に専決処分とさせていただきます。

資料つづりの13ページをごらんいただきたいと思います。ここに条例新旧対照表が載せてございます。表の右側でございますが、現行欄の表中、中ほどにアンダーラインが付してございますが、この資源ごみのところを削除いたしまして、左側の改正案のようにさせていただくというものでございます。

以上をもちまして、承認第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について）、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成14年度御嵩町一般会計補正予算について）、議案第28号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 損害賠償の額を定めることについて、以上5件について、朗読を省略し説明を求めます。

竹内 総務課長。

総務課長（竹内正康君）

それでは、承認第3号の専決処分の承認を求めることについてであります。御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてから御説明いたします。

議案つづりの2ページ3ページ、資料つづりの方は14ページから16ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正が3月28日に公布され、4月1日に施行されました。改正の内容は、最近の社会・経済情勢にかんがみ、補償基礎額等の引き下げであることから、仮に専決処分しなかった場合、支給される額が条例で定める額を下回ることとなります。また、施行日以降に条例を改正し、遡及適用を定めた場合、補償対象者に対し、不利益変更を強いることになるため専決処分としたものであります。

資料つづりの14ページの新旧対照表の方ですが、補償基礎額の引き下げのほか、扶養加算額、介護補償の額がそれぞれ引き下げになっております。

また、16ページの別表第1、補償基礎額表は非常勤消防団員の階級別の表であります。それぞれお目通しをお願いいたします。

次に承認第8号、岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について、専決処分をさせていただきましたので、御説明いたします。

議案つづりの18ページをお開きください。

この議案は町村合併によるもので、平成15年4月30日をもって本巢郡穂積町及び巢南町を岐阜県市町村会館組合から脱退させ、平成15年5月1日から瑞穂市を加入させるものです。合併期日が5月1日のため、4月18日に専決処分をさせていただいております。

次に承認第9号、平成14年度御嵩町一般会計補正予算を専決処分させていただきましたので、御説明いたします。

議案つづりは19ページであります。別冊の平成14年度御嵩町補正予算書を御用意ください。

今回の補正予算につきましては、3月31日付で専決処分を行っております。内容としましては、3月末に交付金関係が確定した関係と、町債の減額、繰入金の補正などがあります。

それでは1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,865万6,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費であります。

第3条は地方債の補正で、変更を4件しております。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費であります。6件の事業を平成15年度へ繰り越すものであります。衛生費の保健衛生費で希少生物生息地報告書作成業務委託料は48万3,000円。農林水産業費の農業費で、野崎排水路改良工事は350万円、圃場整備事業、野崎西地区換地業務委託は360万円。土木費の土木管理費で、宿地内急傾斜地測量設計業務委託は885万7,000円。道路橋梁費で町道中町・宮下線側溝改良工事は432万2,000円、町道千ノ井・真多羅線道路改良(第4期)工事は1,976万5,000円。総額で4,052万7,000円を繰り越すものであります。

第3表 地方債補正であります。起債の変更で限度額を変更するものです。県営ため池等整備事業負担金負担事業は110万円を減額し490万円。町道千ノ井・真多羅線改良事業は820万円を減額し1億7,030万円。一般公共事業の臨時地方道整備は1,130万円を減額し760万円。消防防災施設整備事業は140万円を減額し810万円。合計で2,200万円の減額補正を行って、限度額を1億9,090万円とするものです。

次に8ページをお願いいたします。歳入であります。交付金関係の額が確定したことによる補正であります。

まず地方譲与税の自動車重量譲与税は99万3,000円の減額です。

地方道路譲与税は156万5,000円の増額であります。

利子割交付金は27万9,000円の増額です。

ゴルフ場利用税交付金は570万9,000円の減額です。利用者が前年に引き続き減ったため、平成6年のピーク時に比べ2割以上の減となっております。

次に9ページをお願いいたします。自動車取得税交付金も953万4,000円の減額であります。地方交付税は特別分で281万9,000円の増額であります。

交通安全対策特別交付金は69万1,000円の減額であります。

繰入金で財政調整基金繰入金は、予想以上に歳入の減額が多いため3,400万円を繰り入れるものであります。

10ページで、町債は第3表の地方債補正で説明しました4事業、合わせて2,200万円の減額です。

11ページの方へ行きますが、歳出であります。農林水産業費、土木費、消防費は、それぞれ地方債の補正によります財源内訳の変更です。

その下の予備費ですが、26万4,000円を減額してこの補正予算の調製をさせていただきました。

次に、議案第28号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案の方は23ページ24ページ、資料つづりの方は54ページに改正前の表が載せてありますので、お願いいたします。

この条例は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことにより、非常勤消防団員の退職報償費の額を改正するものであります。

改正内容としましては、別表の支給額表で、勤務年数の2年と3年は各階級とも変更はありませんが、4年は各階級とも1,000円の増額です。5年以降は各階級のすべてで2,000円増額するものです。

また附則の方で、経過措置として平成15年4月1日以後の退職から適用するものであります。

続きまして議案第30号 損害賠償の額を定めることについてであります。議案つづりの26ページをお願いいたします。

これは公用車の交通事故によります損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要であります。平成15年5月7日午後2時10分ごろ、メールカーが美濃加茂市太田町、美濃加茂市役所の西北の辺ですが、市道交差点において一時停止の標識があるにもかかわらず、一時停止を怠って進入したため、左側から来た車の後方右側に衝突しました。相手方は、美濃加茂市古井町下古井2643番地1、有限会社サンサービス 代表取締役 佐伯康一であります。過失割合は、当方が9、相手が1ということで、損害賠償額は72万1,029円であります。損害賠償額につきましては、市町村職員共済組合の自動車損害共済保険から直接修理業者の方

に払い込まれるため予算措置は行っておりません。幸いにも双方にけがはありませんでしたが、今後もなお一層安全運転について、職員はもとより関係者に指導していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上5件の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例について）、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例について）、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

小栗 税務課長。

税務課長（小栗啓一君）

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求める件の御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分させていただきました。

地方税法の一部改正が平成15年3月31日に公布されたことに伴いまして、御嵩町町税条例の一部を改正するもので、改正条文が議案つづりの5ページから13ページ、新旧対照表が資料つづりの17ページから40ページにありますから、お目通しをいただき、割愛をさせていただきます。

なお、資料つづりの41ページの御嵩町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件の要約資料をお開き願います。

主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、第12条の納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金の関係でございますが、この改正内容につきましては、特別土地保有税の課税停止による特別土地保有税審議会の廃止による所要の改正をするものです。

次に第24条の均等割の税率の関係でございますが、法人である政党または政治団体について、収益を行わない場合に限り、法人町民税の非課税措置を講ずることによるものであります。

次に第26条、第26条の9でございますが、当町においては過去の申告状況を見ても数件しか該当がありませんし、42ページの第36条も、御嵩町には施設がありませんので、説明を割愛させていただきます。

次に第69条の軽自動車税に関する申告または報告の関係でございますが、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書及び報告書の全国統一をする改正によるものであります。

次に、第77条のたばこ税の税率の関係は、附則第15条の2において特例の適用がありますので、そちらで説明をさせていただきます。

少し飛びまして附則関係であります、44ページの附則第10条の2、平成13年度または平成14年度において土地の価格の特例の関係でございますが、据置年度における価格修正措置、時点修正は現行のとおり継続するものであります。

附則第11条、宅地等に対して課する平成12年度から平成14年度までの各年度分の固定資産税の特例の関係でございますが、土地の負担調整措置は、大幅な地価の下落による納税者の負担感に配慮して、負担調整率は平成14年度と同様の措置を継続するものであります。

45ページの附則第13条の2、特別土地保有税の課税の停止の関係でございますが、この改正内容につきましては、平成15年度分以降の保有分と、平成15年1月1日以降の取得に係る取得分について、特別土地保有税は当分の間課税しないこととするものであります。

次に附則第15条の2、たばこ税の税率の特例の関係でございますが、旧3級品の紙巻きたばこ、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット以外は、本則の第77条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき「2,668円」から「2,977円」に、旧3級品の紙巻きたばこ1,000本につき「1,266円」から「1,412円」とするものであります。

48ページの附則第1条から第5条まで、施行期日及び経過措置となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして承認第5号、御嵩町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例の制定について御説明をさせていただきます。

町税条例の一部を改正する条例同様、地方税法の603条の2の一部改正により、今までは免除土地に係る納税義務の免除の認定の際には、特別土地保有税審議会への付議要件となっていたものが、平成15年4月1日以後に申請があった免除については、審議会の付議要件を廃止し、市町村長の判断で免除できることと改正されたために廃止するものであります。

以上で説明を終わります。御承認いただきますよう、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、議案第27号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

永瀬 住民課長。

住民課長（永瀬芳宏君）

議案つづり15ページをお願いいたします。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）であります、この3月31日に専決処分をしておりますので報告

を申し上げます。

次ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、先ほど税務課長が説明しました地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険税条例の改正が必要となりましたので承認を求めるものであります。

改正の内容としましては、第2条及び第13条中「7万円」を「8万円」に改めるものであります。これは、保険税のうち介護納付分の賦課限度額を年間1世帯当たり8万円とするものであります。

続きまして、附則第7項（見出しを含む。）中「商品先物取引」を「先物取引」に改めるは、文言の改正でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

附則といたしまして、施行期日であります。この条例は平成15年4月1日から施行するものであります。

適用区分としまして、2であります。第2条及び第13条につきましては、平成15年度課税分から適用するものであります。

3としまして、附則第7項につきましては、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税に適用いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わりますが、資料つづり50ページに新旧対照表をつけておりますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして21ページをお願いいたします。

議案第27号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の条例改正は、住民基本台帳法の改正に伴いまして、住民基本台帳カード、俗に言います住基カードの発行及び全国どこの市町村においても住民票の写しの交付を受けることができる広域交付を実施することとなりました。それに伴います手数料を徴収するために手数料条例の一部を改正するものであります。

資料つづり53ページで説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

御嵩町手数料条例の新旧対照表であります。改正案の方で説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

第1号につきましては改正をしておりませんので、よろしくお願ひします。

第2号は、法第12条第2項が追加されました。内容につきましては、第三者による住民票の写しの交付請求に対する規定であります。

第3号は、今回追加するものであります。住基カードの交付に伴いまして、住民票の写しの広域交付の請求ができることとなりましたので、手数料を新たに定めるものであります。1通につき300円としております。

第4号は、現行では第3号でありまして、住基法の条項の改正に伴いまして改正するものであります。

続きまして第5号は、今回追加するものでありまして、住基基本台帳カードの交付及び再交付に伴う手数料であります。1枚につき500円としております。なお、カードにつきましては写真入りを原則としておりますが、申請者の要望によりまして写真のないものも交付する予定であります。カードの有効期間は10年を予定しております。

議案つづり22ページにお戻りをいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成15年8月25日から施行いたします。よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について）、議案第29号 工事請負契約の締結について、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

奥谷 建設課長。

建設課長（奥谷勝治君）

それでは、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

御嵩町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものであります。専決処分は3月31日付でございます。

下欄の専決処分書をごらんいただきたいと思います。

今回改正、専決処分させていただきましたものにつきましては、御嵩町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例で、御嵩町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中、第2条関係でございますが、郵便差出箱となっております。これは一般的に郵便ポストと言われるものでございますが、「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加えるというものでございます。これにつきましては、郵政事業関係の法改正が行われまして、平成15年4月1日より郵政事業庁が日本郵政公社、国営業者となり、あわせて郵便業務の一部について民間参入が可能となり、認可を受けた業者、これを特定信書便業者と言いますけれども、この業者が設置するものにつきまして信書便差出箱というものになるわけでございますが、この信書便差出箱を加えたものでございます。お手元の資料つづりの51ページに新旧対照表を載せてございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

なお、この条例につきましては平成15年4月1日から施行するものでございます。よろしく

お願いします。

続きまして、議案つづりの25ページをお開きいただきたいと思います。

議案第29号 工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。工事請負契約金額が5,000万円を超えるものでありますので、議会の議決をお願いするものであります。

記としまして、1. 契約の目的、町道千ノ井・真多羅線道路改良(第5期)工事でございます。契約の方法としましては、指名競争入札。契約金額は1億59万円。契約の相手方、御嵩町中2510番地1、株式会社纈纈建設 代表取締役 纈纈益裕でございます。

それでは、資料つづりの57ページをごらんいただきたいと思います。

今回、工事請負契約を締結するものにつきましては、千ノ井・真多羅線道路改良事業でございますが、ちょっと見にくい図面でございますけれども、施工延長437.3メートル、幅員としましては全幅員16メートルで、片側歩道3.5メートルずつの両側ということでございます。今回施工する区間につきましては、新川橋南取りつけ部から南山台東入り口の交差点部分でございます。

55ページに工事請負仮契約書、それから56ページに入札執行結果の一覧表を載せてございますので、お目通しをいただきたいと思います。

なお、議場の入り口の右側に今回の施工箇所の図面を載せておりますので、お目通しをいただき、御審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。

議長(谷口鈴男君)

議案第26号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、朗読を省略し説明を求めます。

佐賀 福祉課長。

福祉課長(佐賀敏宏君)

議案第26号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明をいたします。

議案つづりが20ページでございます。それから資料つづりの52ページに履歴書がございますので、ごらんいただきたいと思います。

人権擁護委員の池下みね子さんが平成15年8月31日で任期となりますので、次の方を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を聞くため提案をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

新たにお問い合わせの方は、池下みね子さん、再任でございますが、生年月日が昭和21年10月13日、満56歳でございます。住所が御嵩町比衣560番地206、職業が無職で、備考欄に再任とい

うことをお願いしたいと思います。

ただいま御説明いたしました池下さんにつきましては、平成9年9月から人権擁護委員として2期務めていただいております、人格識見が高く、人権擁護委員としてふさわしい方でございますので推薦させていただくものでございます。経歴等につきましては、資料つづりの履歴書をお目通しいただきたいと思っております。

これで説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

続いて予算関係を行います。

議案第31号 平成15年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し説明を求めます。

竹内 総務課長。

総務課長（竹内正康君）

それでは、議案第31号 平成15年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）を御説明いたします。

平成15年度一般会計当初予算は骨格予算としたため、今回の補正で全体予算とするものです。また、今後の事業運営に必要な予算の補正も行っております。

では、お手元の平成15年度御嵩町補正予算書をお開きいただき、1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,727万5,000円とするものであります。

第2条 債務負担行為の補正、第3条 地方債の補正は、次の別表で説明いたします。

6ページをお願いします。

第2表 債務負担行為補正の追加で、障害者福祉施設建設用地造成事業、期間は平成15年度から18年度まで、限度額1億5,000万円を追加するものです。ことしの2月の臨時会において土地開発公社で用地取得するための債務負担行為をお願いしたところですが、用地取得後に既設建物の解体、用地測量、造成工事等を土地開発公社で実施するため債務負担行為を設定するものです。この障害者福祉施設については、今回の補正に関係の予算を計上していますので、内容については関係のところの説明いたします。

7ページで、第3表 地方債補正であります。起債の限度額を変更するものです。起債の目的で、柳沢・青木線ほか道路改良事業は、限度額を4,500万円から7,310万円に2,810万円増額するもので、町道上之郷66号線改良事業分であります。送木ほか排水改良事業は、限度額を1,500万円から3,700万円に2,200万円増額するもので、事業としては中切と新町の排水改

良事業分であります。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

それでは10ページの歳入の方であります。町税のたばこ税で700万円の増額です。7月から1,000本当たり309円増税となるため、昨年の販売実績をもとに補正するものです。

分担金及び負担金の県営ため池等整備事業分担金は、真名田地区420万円、横枕地区52万5,000円、合わせて472万5,000円の増額。

教育費負担金で、共和中学校維持兼山町負担金104万円の補正です。

使用料及び手数料で、戸籍手数料25万円の増額です。住民基本台帳ネットワークのカード交付手数料で、1枚500円を予定しているものであります。

11ページ、県支出金の総務費県補助金で、電源立地特別補助金は、契約口数、契約キロワット数の増によりまして106万3,000円の増であります。

農林水産業費県補助金は、森の楽園28グレードアップ事業補助金50万円で、みたけの森ガイドマップ作成の補助であります。

商工費県補助金で緊急雇用創出特別対策事業補助金は、補助教員採用事業、蛍の生息状況調査、電子メール・インターネット講習事業、環境保全パトロール事業が新たに認められましたので、合わせて752万5,000円の増額です。

土木費県補助金は、急傾斜地崩壊対策事業補助金で480万円の補正です。

教育費県補助金で米飯学校給食環境整備支援事業補助金は、給食用のランチ皿大小のボールの購入に対する補助で290万8,000円の補正です。

財産収入の財産貸付収入で、茸山入札収入は150万円。

利子及び配当金で、電源立地特別交付金事業基金利子は2,000円の補正です。

繰入金で財政調整基金は6,800万円を繰り入れ、平成15年度の財調繰り入れは2億3,100万円とするものです。

ふるさとふれあい振興基金繰入金450万円は、夏まつりのイベント補助の繰り入れです。

12ページで、電源立地特別交付金事業基金繰入金は、障害者福祉施設の設計及び用地取得の一部に当初基金を取り崩す予定でありましたが、今年度の交付金で必要分を対応することとしたため4,822万2,000円を減額するものです。

介護保険特別会計繰入金と老人保健特別会計繰入金は、平成14年度末に一時的な財源不足のために一般会計から繰り出しをいたしましたので、今回返還をしていただくものであります。介護保険が1,000万円、老人保健が545万4,000円であります。

諸収入の雑入で、21世紀土地改良区創造運動事業支援金13万円は、真名田親水公園の開園イベントに対する県土地改良団体連合会からの支援金です。

13ページをお願いします。町債は、第3表で説明しましたように、土木債で合計5,010万円

の補正であります。

次に14ページであります。歳出です。

総務費の財産管理費で下水道事業受益者負担金34万 3,000円は、古屋敷及び中地内の消防車庫等町有地に係る下水道受益者負担金であります。

企画費でふれあいバス停標識製作設置委託料49万 2,000円は、バス停を15基増設するものであります。

ふるさと創生費のイベント事業補助金 450万円は、夏まつりの補助金であります。

電算管理費で統合運用管理システム導入委託料 376万 1,000円、情報セキュリティーポリシー構築委託料 241万 5,000円、L G W A Nシステム導入委託料 693万円は、現在、国・県で進めています総合行政ネットワークシステムの導入に係る費用であります。備品購入費の電算機材購入費 320万 9,000円は、パソコンの購入費であります。

電源立地特別交付金事業基金積立金は、今年度交付分 9,110万 4,000円のうち 600万円を障害者福祉施設の設計費用に充てますので、残りの 8,510万 4,000円を基金に積み立てるものであります。その下の 2,000円は利子の積立金です。

税務総務費で特別土地保有税審議会委員報酬は、今年度から特別土地保有税が停止されたため、審議会も必要なくなりましたので1万 7,000円の減額です。

15ページで、戸籍住民基本台帳費の消耗品費75万円は、住基ネットカードの購入費であります。

民生費の社会福祉総務費で手数料15万円は、障害者福祉施設取得に係る弁護士への手数料です。土地購入費は、土地開発公社から障害者福祉施設建設用地を今年度購入する予定でしたが、平成16年度に買い戻しをするための変更を行いまして、1億 3,391万 4,000円の減額であります。

老人福祉費で謝礼10万円は、自治会の集会施設を利用して宅老所を開設するに当たり、外部講師の謝礼であります。消耗品費9万円は、宅老所運営の消耗品代であります。修繕料の10万円は、あっと訪夢の駐車場にあります桜の木を保護するため、アスファルトの一部を取り除く費用であります。

介護保険費で介護保険事業介護給付費繰出金は、給付費の見直しにより 272万 6,000円の減額であります。

衛生費の環境衛生費は、自然環境等調査業務委託料で40万円の補正です。蛍の生息状況調査を緊急雇用の補助事業で行うものです。

16ページのし尿塵芥処理費で環境保全パトロール事業委託料 212万 5,000円は、粗大ごみやばい捨てごみ等の廃棄防止パトロールを、これも緊急雇用の補助事業で行うものであります。

無水道地区対策費で手数料3万5,000円は、無水道地区貯水槽清掃消毒手数料です。無水道地区対策基金積立金は1,000万円を補正します。

農林水産業費の農地費で需用費の13万円は、真名田親水公園開園イベントの費用です。県営ため池等整備事業負担金1,312万5,000円は、真名田地区と横枕地区の負担金であります。

17ページへ行きまして、町有林管理費で町有林造林保育事業委託料は426万円、茸山整備事業委託料は140万3,000円の補正です。

治山林道費で、林道台帳作成業務委託料は53万円。

生活環境保全林費で、みたけの森ガイドマップ作成委託料は100万円の補正です。

商工費の観光費で、手数料1,000円と水道給水工事50万円、水道加入負担金22万1,000円は、東海自然歩道の利用者用に津橋地内に県が整備した公衆便所関連の費用であります。観光案内板設置工事60万円は、3基を予定しています。観光施設石垣補修工事は、東海自然歩道の西洞地内で石垣が崩れているため補修をするものであります。

土木費の土木総務費で測量委託料271万2,000円は、登記基準点11ヵ所を設置するものです。急傾斜地崩壊対策工事850万円は宿地内の羽根山で、上にある需用費30万円は急傾斜地対策工事に係る事務費であります。

18ページの道路新設改良費で設計委託料1,250万円は、丹所・赤坂線、北田・今井線、上之郷66号線の設計委託です。道路改良工事3,500万円は上之郷66号線分ではありますが、4月にのり面の崩落があり、改修するものであります。

排水新設改良費で排水維持工事は3,000万円、中切と新町地内の工事であります。

街路事業費で手数料49万5,000円は、南山環状線関連用地払い下げ計画に伴う土地鑑定手数料で、設計委託料の50万円は御高駅前広場基本計画作成の委託料です。

次に19ページの消防費で、防災費の印刷製本費は、下の地域防災計画修正委託料に組み替えをするものであります。亜炭鉱廃坑充てん試験調査委託料は300万円の補正であります。これにつきましては、昨年の亜炭鉱廃坑の危険度に関する予備調査を受け、次のステップとして地下空洞の充てん工法の調査・研究・技術開発・事業化検討を行うため、亜炭廃坑環境対策技術調査会を組織し、経済的に、かつ安全に空洞を充てんする工法の試験をこの夏に実施する計画です。町としては、昨年の予備調査をベースに、充てん前、充てん後の微動観測調査、音響・透水調査等を実施するものであります。防災用備品購入費211万円は、防災備蓄倉庫1基と防災資機材用品一式を購入するものです。13年6月に西田防災会として自主防災組織が立ち上がり活動されておりますが、さらに地域防災力を高める活動を行っていただけるよう整備するものであります。

次に、教育費の教育委員会費で各種大会参加者激励金20万円は、県代表として全国大会等の

参加者に対する激励金であります。

事務局費で臨時職員賃金 412万 2,000円は、補助教諭を 6 人から10人にふやすもので、緊急雇用創出特別対策事業で実施するものです。

小学校費の学校管理費、学校維持改修工事費 325万 6,000円は、御嵩小のプールのテント設置と、伏見小の会議室改修工事及びエアコンの設置です。

20ページで中学校費の学校管理費、委託料の 8万 4,000円は向陽中学校の桜の木の枝切りです。学校維持改修工事費 173万 3,000円は、向陽中の図書室にエアコンを 2 台設置するものであります。

教育振興費で共和中学校一般分担金は 346万円の増額です。

次に公民館費ですが、公民館の維持工事 340万 1,000円は、中公民館 1 階ホールの床改修と、伏見公民館東駐車場の砕石敷きならし費用であります。

生涯学習事業費でパソコン講習委託料63万円は、緊急雇用で実施する追加分であります。

青少年育成費の消耗品費24万 5,000円は、有害図書販売等の自動販売機設置防止の啓発管板を 3 基作製するものです。可児郡子どもセンター負担金15万円は、子供向けの情報誌「ぼけっと」を発行するものであります。

郷土館費の修繕料63万円は、竹屋の収蔵品の修復・修理をするものであります。

学校給食センター費で消耗品費 332万円は、給食用食器を購入するものであります。

21ページで、予備費は 110万 7,000円を減額してこの補正予算を調製させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第32号 平成15年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、議案第33号 平成15年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

佐賀 福祉課長。

福祉課長（佐賀敏宏君）

それでは、老人保健特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

一般会計の後、グリーンのページのところからでございます。

議案第32号 平成15年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

平成15年度御嵩町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,225万 4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億 4,625万 4,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、6ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、支払基金交付金で医療費交付金でございますが、補正額が1,225万4,000円。これにつきましては、平成14年度社会保険診療報酬支払基金の医療費交付金の精算による分でございます。過年度分といたしまして1,225万4,000円の収入でございます。

次ページ、7ページでございますが、歳出の方ですが、医療給付費につきましては財源内訳の変更をさせていただいております。

それから諸支出金の償還金でございますが、補正額4万7,000円。これにつきましては、平成14年度支払基金の審査支払い事務費交付金の精算ということで、不足分を支払基金の方へお返しする分でございます。

それから諸支出金の繰出金で補正額が545万4,000円。繰出金といたしまして一般会計の方へ繰り出す分でございます。先ほど総務課長の方から説明があった分でございます。

それから予備費といたしまして、補正額が675万3,000円でこの予算を調製させていただいております。

続きまして次のページでございますが、ピンクの表紙でございますが、議案第33号平成15年度御嵩町の介護保険特別会計補正予算(第1号)でございます。この介護保険の補正につきましては、主なものにつきましては、収入につきましては、当初予算編成時に介護保険料を1ヵ月3,100円で計算をしておりましたが、介護保険事業計画に基づきまして条例改正を行い、1ヵ月2,970円になっておりますので、これの補正ということと、それから支出につきましても、介護給付費の関係で、当初予算編成時の推計を事業計画上の推計というふうにするものでございます。

次の1ページをお願いしたいと思います。

平成15年度御嵩町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ448万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,811万3,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、6ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入の関係でございますが、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、介護保険料といたしまして、介護保険料の特別徴収分につきましては138万4,000円の減額で1億2,509万6,000円でございます。これにつきましては、先ほども申しましたが、当初3,100円の計算をしておりましたが、今回2,970円ということで3,510人分を予定しております。

それから普通徴収分につきましても、62万7,000円の減額をいたしまして1,791万3,000円にするものでございます。これにつきましても2,970円で500人の予定をしております、

99.4%の収納率で計算をしております。

したがって、介護保険料の合計でございますが、補正前が1億4,502万円のものが1億4,300万9,000円になるものでございます。

続きまして国の支出金でございますが、補正額が698万5,000円。これにつきましては、現年度分につきましては436万2,000円の減額でございます。これは介護給付費の予算編成時の推計から事業計画の数値に変えておりますので、こういう減額になっております。それから過年度分といたしまして1,134万7,000円の増額でございます。

それから国庫補助金、調整交付金でございますが297万円の増額でございます。これにつきましては、当初予算で5%の調整交付金を見込んでおりましたが、昨年と同率の5.52%の計算で行いまして、これだけの増額ということになっております。

それから支払基金の交付金でございますが697万9,000円の減額でございます。これにつきましても、介護保険事業計画の数値に合わせております。

次のページをお願いしたいと思います。県支出金で、介護給付費の負担金といたしまして272万6,000円の減額。これにつきましても、同じく介護保険事業計画の数値に合わせております。

それから繰入金で、一般会計繰入金といたしまして272万6,000円の減額でございます。これにつきましても、介護保険事業計画の数値に合わせておりますので減額ということになります。

それから次の8ページでございますが、歳出の関係でございます。

保険給付費といたしまして、補正額が1,917万3,000円の減額でございます。この内訳でございますが、居宅介護サービス費等負担金が3,526万1,000円の増、それから居宅介護サービス計画費等の負担金が483万円の増、それから施設介護サービス費等の負担金につきましては5,896万7,000円の減、それから居宅福祉用具購入費等負担金が19万2,000円の増、それから居宅介護住宅改修費等負担金が48万9,000円の減ということになっておりますが、増減額が非常に多いわけなんです。当初予算編成時につきましては介護給付費の見直しの数値というものがわかりませんでしたので、介護事業計画に変わりましたときには介護報酬の見直しが必要になって行っておりますので、こういう数値になってきております。

それから財政安定化基金拠出金でございますが、補正額が175万3,000円の減でございます。

次に基金の積立金でございますが、補正額が643万9,000円でございます。これにつきましては、保険料、それから調整交付金の残がここに入っております。

次の9ページでございますが、他会計繰出金、補正額が1,000万円。これにつきましては、先ほどの老人保健と同じでございます。平成14年度の給付費の町からの立てかえ分、資金不

足のために繰り入れをしておりましたが、今回、一般会計の方へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第32号 平成15年度御嵩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、それから議案第33号 平成15年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

続いて議員発議関係を行います。

発議第6号 介護保険制度に関する意見書について、事務局長に朗読をさせます。

山田 事務局長。

議会事務局長（山田儀雄君）

それでは、議案つづりの28、29ページの方をお願いしたいと思います。

発議第6号

介護保険制度に関する意見書

介護保険制度に関する意見書を、次のとおり提出する。

平成15年6月13日提出

提出者	御嵩町議会議員	佐谷時繁
賛成者	〃	大沢まり子
〃	〃	田中幸雄
〃	〃	鍵谷一
〃	〃	植松康祐
〃	〃	岡本隆子

介護保険制度に関する意見書

今日のわが国は、世界でも例をみない速さで高齢化が進み平成2年の国勢調査では高齢化率が12%、平成7年では14.5%、平成27年（2015年）には25.2%と、国民の4人に1人が高齢者といった超高齢化社会の到来が予測され、また、ねたきりや痴呆の要介護高齢者が増加するとともに、介護期間の長期化等により、家族の負担が身体的、精神的にも大きくなってきており、一方では、少子化・核家族化の進行、働く女性の増加などが予測されます。こうした背景から、これまで主に家族の負担によって支えられてきた高齢者介護問題は大きな不安要因となっています。

このような現状の中、保険者である地方自治体では良質で必要な介護サービスを確保し、高齢者の自立を支援するための努力をしておりますが高齢化が進む中、要介護認定者も高齢化率

と同様に増加の一途であり、今後介護保険制度を進めるうえで、介護保険料の高騰、介護保険利用者の負担増加、また地方自治体においても給付費の負担がますます財政を圧迫すると思われる。

よって、制度を安定的に運営するため、また高齢者の負担の軽減を図るためにも国は下記事項について適切な措置を講じられるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1．介護給付費等に必要な費用のうち、公費負担分である調整交付金5%を国の負担25%の外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。
- 2．痴呆性老人グループホームについては、住所地特例を適用すること。
- 3．1号保険料、利用料については、所得に応じたきめ細かな設定を設けるなど、低所得者への一層の配慮を行うこと。また平成16年度で終了する訪問介護利用料の軽減措置も含め、国として抜本的な低所得者対策に取り組むこと。
- 4．介護療養型医療施設の入所定員数が地方自治体の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み、療養型病床群は全て医療保険の適用とすること。

平成15年6月13日

御嵩町議会議長 谷口 鈴 男

内閣総理大臣、厚生労働大臣あてになります。以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第6号について、提出者の説明を求めます。

5番 佐谷時繁君。

5番（佐谷時繁君）

それでは、介護保険制度に対する意見書につきまして、説明というか御案内をいたしたいと思えます。

ただいま事務局長の方から朗読がありましたけれども、私ども民生文教常任委員会の方におきまして各方面からいろんな資料を集めました。担当部局とも相談しながら、民生文教常任委員会委員の皆様ともたびたび協議を重ねた上で、この文面にありますように、大変な高齢化が進んでいるその中で、介護保険の負担が地方財政に対して非常に負担増になるというようなこと。御案内のように、平成12年度よりこれがスタートしましたけれども、当初から走りながら考えるといいですか、そのような感じでスタートしました。その間、見直しが行われましたけれども、大変まだまだ問題があるのかなというふうな理解をしております。先ほど申し上げましたように、いろんな方面から資料を集め、福祉課とも協議を重ねた結果、1から4番までの

ものを抜粋して皆様にお諮りをするものであります。介護保険制度に対する意見書、まだまだほかにいろんな項目があったわけですが、限りがないものですから、その中から皆さんに御審議をいただき、委員会の皆さんにも御審議をいただき、この4件について国に対して要望書、意見書を出すということになりました。どうかこの辺の事情もよくよく御理解を願って御審議を願うように、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

議長（谷口鈴男君）

発議第7号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書について、事務局長に朗読させます。

山田 事務局長。

議会事務局長（山田儀雄君）

議案つづりの30ページ31ページをお願いします。

発議第7号

「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書

「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書を、次のとおり提出する。

平成15年6月13日提出

提出者	御嵩町議会議員	鈴木元八
賛成者	〃	亀井千歳
〃	〃	佐賀信子
〃	〃	渡邊公夫

「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書

現下の地方財源は極めて危機的な状況にある。

このような状況に至った背景には、バブル経済崩壊後の景気低迷により大幅な税収不足が生じたほか、国の景気対策による公共事業の追加や地方税を含めた政策減税の実施等、国の財政運営に伴い地方財政においても財源不足が拡大したという問題がある。

かかる危機的な財政状況を打開するためには、もとより地方も国とともに徹底した行財政改革を推進すべきであるが、我々は、財政構造改革の真髄は、地方税財政制度を地方分権時代に相応しいものに切り換えていくことにあると考える。

現在、三位一体の改革については、「骨太の方針第2弾」に基づき経済財政諮問会議において6月末を目途に改革案を取りまとめるべく、大詰めの検討作業が進められているところであるが、三位一体の改革は、あくまでも地方分権の理念の実現を基本に据えて推進していくべきも

のと考える。

そのためには、歳出面において国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面においても、受益と負担の関係の明確化を図る観点から地方歳入に占める地方税の割合を高めていくことが重要である。

よって、政府・国会においては、国から地方への税源移譲を基軸に、国庫補助負担金を廃止・縮減し、地方交付税については、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるための財源保障は国の責務であるとの観点から地方交付税制度を堅持する立場に立ち、三位一体の改革を早期に実現するよう、またその際、三位一体の改革は同時併行で一体のものとして相互にバランスを図りながら進めていくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成15年6月13日

御嵩町議会議長 谷口 鈴 男

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、地方分権改革推進会議議長あてになっております。以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第7号について、提出者の説明を求めます。

10番 鈴木元八君。

10番（鈴木元八君）

提出者といたしまして、一言皆さんにお願いを申し上げるわけでございます。

こうした三位一体の問題につきましては、国の責任を地方に押しつけているというような状況の中で、市町村合併についてもそうでございます。特に本日においても、柳川町長から、骨格予算を肉づけしても、2億余りの肉づけしかできないという寂しい発言があったわけでございます。こうした中で、国の責任を地方にかぶせるような国策に対して、先般も全国市町村議長会議の中で、議長が出席をされ、三位一体の改革の早期実現に関する意見書を各地方自治体で審議をしていただきたいという要望がございました。御多分に漏れず、地方分権を推進していくためには、地方公共団体の自主性と、そして自立性を高め、個性豊かな地域社会の実現を図ることが基本であると思っております。御嵩町の予算につきましても、自主財源が40%台でございます。そして国・県の依存財源が50%以上を占めているという状況の中で、御嵩町の予算におきましても財政調整基金を取り崩しながら予算の増減を推進しているわけでございます。

したがって、こうした国の吸い上げ予算の中に、地方の時代と国は言っているにもかかわらず

ならず、地方交付税、そして国庫補助の縮減を図るという方針を打ち出しています。ここで地方はまとまらなければなりません。地方に対する財源の措置と、国に責任のある国民のいわゆる財源確保、こちらについては国の責務であります。したがって、こういうことが三位一体というわけで、骨太の方針も現在新聞紙上をにぎわしておりますが、御嵩町としましても、こうした三位一体の要望を受けながら地方分権を推進していくためには、町長を先頭にして、議会がその対応に配慮しなければならない時代に来ておりますので、皆さん方のよろしき御審議をお願いしたいと思います。以上。

議長（谷口鈴男君）

以上で議案の上程及び提案理由の説明を終わります。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第26号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

ここで議会事務局長に答申案を配付させます。

〔答申案配付〕

議案第26号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決を行います。

お諮りします。本件は、ただいまお手元に配付いたしました意見のとおり答申をしたいと思います。これを御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第26号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第7、付託事件の審査結果報告及び審議並びに採決を行います。

請願第1号 医療保険と社会保障の改悪に反対し充実を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題といたしました請願第1号については、民生文教常任委員会にその審査を付託

していましたが、審査結果が議長あてに提出されておりますので、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員長 佐谷時繁君。

民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

報告をいたします。

平成15年4月10日

御嵩町議会

議長 谷口鈴男様

民生文教常任委員会

委員長 佐谷時繁

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1. 審査事件名

請願第1号 医療保険と社会保障の改悪に反対し充実を求める請願書

2. 審査の結果

請願第1号 医療保険と社会保障の改悪に反対し充実を求める請願書については、賛成者なしにより、「不採択すべきもの」と決定した。

以上、報告を終わります。

議長（谷口鈴男君）

委員長報告が終わりましたので、請願第1号 医療保険と社会保障の改悪に反対し充実を求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

16番 木下四郎君。

16番（木下四郎君）

御審査、御苦労さんでございました。

今、委員長の報告によりますと、この案件については賛成者がなかったと。けれども、医療保険の改悪はやめてほしいということには賛同であるというのは、意としては何を持ってみえ

るのか、そこら辺はちょっと理解に苦しむんですけども、お答えいただきたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

佐谷 民生文教常任委員長。

民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

特に意図はございません。ただ、このことについては、岐阜県を初め近隣の市町村自治体からもこれについての参考資料、あるいは国に対しての意見書等々については我々もよくよく吟味しました。ただ、趣旨については、私どもよく理解しているつもりですけども、非常に審議の日程上、これが4月1日より既に国の法律として施行されたという経緯がありましたので、やむを得ずという部分も含みおき願いまして、不採択ということになりましたので、御理解を願いたいと思います。特に他意はございませんし、そのような思いで、今も国に対しての思いは十分ございますけれども、結果的にそういうふうになったというふうに御理解願いたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

16番 木下四郎君。

16番（木下四郎君）

なかなかわかりにくい審査結果報告をいただきましたけれども、今、医療費の暴騰によって医療抑制が続いておる。そして、医療にかかりたくてもかかれんような状況が続いておるわけね。そして糖尿病や、本当に放置できんような方々、そういう方々は日々の治療によって抑制ができるわけですが、それも足が遠くなってしまう。こういう状況は国保会計を見てもわかるでしょう。そして国民健康保険税を見てもわかるでしょう。本当に大変な状況。冷たい国の国保会計等々を含めた医療関係の抑制というのは、皆さんそういうことを少しでもよくしてほしい。強いて言うなら、御嵩町にもそういうことをお願いしたい。国ばかりじゃなくして、国の悪政の中で地方自治体の防波堤として頑張ってみえる御嵩町の行政の方々、そういう方々も一緒になって頑張っていたきたい。こういうことを思うわけですが、これも引き続きそういう運動を地域の皆さんと深めていきたいと思います。

きょうは提出者であります方も傍聴に来ておられますが、よくその辺も御認識なさっていた

だけだと思います。私はこのことをもって、これについては賛成の態度をとっていきたくと思います。

議長（谷口鈴男君）

ただいま原案に賛成の発言をいただきました。

原案に反対の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

1 番 大沢まり子さん。

1 番（大沢まり子君）

先ほど委員長も報告申し上げましたように、時期的なこともございましたけれども、この改悪に反対というような趣旨の請願でありました。国としましては改正をなされたわけですが、そういったことで3割負担に反対という御趣旨だと思いましたが、こういったことはもうスタートしているという意味からも、賛成できないということで不採択となりましたし、こういった中からさらなる充実を求めたいということで、委員会としては、今回、先ほどありました意見書の方も提出する運びとなりましたので、この請願に対しては不採択すべきものと思います。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

9 番 渡邊公夫君。

9 番（渡邊公夫君）

原案に賛成、追従するわけじゃありませんけど、秋から冬にかけての議会で私も、この老人保健、医療関係の「改悪」という言葉を木下議員はよく使われるんですが、とりあえず改正という言葉にしておきますが、もう政党の枠を超えて自分たちは考えなければいけない時代に差しかかったんだということを申し上げました。木下議員に追従するような形で、私もこの提案については賛成をさせていただいたという立場があります。というのは、現実を考えると、実際に私自身は保守系の立場の議員でありますけど、全国的にこれを契機に随分国に対しての意見書等々を提出しようという動きが出てきた。実は正直言って期待しておりましたのは、今回、民生文教常任委員会の方で協議していただいて、介護保険についての要望というのは国の方に出されることになったんですけど、実はこの保険の方もぜひ何とかしていただきたかったなという気がしてならないわけです。

そういう意味で、政争の具のような形で、こうした部分を扱っていく時代はもう済んだと。現実論として本当にどうなんだということを、共産党さんがやっておるからだめだとか、公明

党が言っているからそうなんだとかという次元で論じていては、日本の医療にしても介護にしても、どうも暗礁に乗り上げるという気がしてならない。したがって、我々自身が一番現場に近いわけですから、それを今後考えていく。現場からいかにボトムアップで地方の声を届かせるかということを実際に考えないと、現実論として大変な状況にあるというのをもう少し認識すべきだと。

委員長には申しわけありませんけど、この請願そのものの内容が、私、部分的には正直言って気に入らない部分もあります。そういう意味で、今回、定例会が終わってしまうわけですけど、ぜひ御嵩町も今後も取り組んでいかないと、これは御嵩町だけでやれることではありませんけど、現場に一番近い声として国にどうボトムアップさせていくかという方法を講じていかないと、国の机上の空論に終わってしまうという危機感を私自身持っておりますので、意味合いとしては、もう保守・革新なんていう次元の話ではないし、そういう時代ではないと思っておりますので、今回、委員長がせっかく結論を出していただいたんですけど、多分、私の言っていることも大いに理解していただけたと思いますので、民生文教常任委員会が出された結論に関しては反対の立場をとります。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

5番 佐谷時繁君。

5番（佐谷時繁君）

今、木下議員と、それから渡邊議員から御意見、反対ということで討論がありました。私どもにしましても、非常にこのことについては大いに参考になりましたし、勉強したというふうに理解しています。介護保険制度に関する意見書を出してお茶を濁したというような思いは全くありません。

それから、政党によって出された意見であるから云々というようなことの見解がありました。それは多少なきにしもあらずだと思っておりますが、一つ例を挙げますが、教育基本法の理念を尊重し、教育条件の充実を求める意見書というのが岐阜県のある団体から出されています。これは多分、政党が非常に関係していると私理解していますが、このことについては我々委員会としてはいろいろ議論がありました。それから議会運営委員会でも議論がありましたけれども、我々としてはこの理念を大事にして、ぜひ国の方に意見書として出したいというような結論になっておりますので、そういう意味では、私どもの民生文教常任委員会としましては、いろいろ難しい問題がありましたけれども、一つずつそのような思いでやってきたというふうに思っています。

今言われました国民健康保険につきましても、2割から3割、これはもう非常に問題があると理解しています。それから私、国の医療保険制度そのものが非常に行き詰まっていると思っています。ですから、この辺を何とか抜本的な改革を国の方でもしていただきたい。そのためには、渡邊議員が言われましたように、トップダウンではなく、ボトムアップして、このことについては地方の一番現場に近い声を生かしたいという御意見につきましては、非常に傾聴に値すると思っていますので、今後そのようなことで対応していきたいと思っています。以上です。

議長（谷口鈴男君）

これで討論を終わります。

これより請願第1号 医療保険と社会保障の改悪に反対し充実を求める請願書について、採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択すべきものでありますが、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第1号 医療保険と社会保障の改悪に反対し充実を求める請願書は、不採択と決定をいたしました。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

次の本会議は17日午前9時より再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

この後、全員協議会を午後1時30分より開催いたしますので、議員の方は第1委員会室へお集まりをいただきますようお願いをいたします。

なお、本日、昼食は用意しておりませんので、各自でお願いをいたします。

御苦労さまでした。

午前11時58分 散会